

審議会等名	第1回 つくばみらい市子ども・子育て会議 会議録
開催日	令和7年12月18日（金）午後2時00分～3時00分
開催場所	つくばみらい市役所教育委員会庁舎2階会議室
出欠者	<p>【出席者】中村進一会長、高畠健副会長、濱野智史委員、高林由香委員、篠塚明子委員、鶴田友美委員、間宮正孝委員、山口忍委員、山野井周一委員</p> <p>【欠席者】野原大輔委員、大木 勉委員、大野 誠委員</p> <p>【事務局】みらいこども課 大澤課長、鶴田補佐、中島主査、横塚主査、根本係長 大橋主事</p>
傍聴者	なし
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委員紹介</li> <li>3 会長あいさつ</li> <li>4 議題             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 子ども・子育て会議について</li> <li>(2) 保育提供体制確保のための実施計画（案）について</li> <li>(3) 乳児等通園支援事業者の認可について</li> </ol> </li> <li>5 その他</li> </ol>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議次第</li> <li>・子ども・子育て会議委員名簿</li> <li>・資料1 つくばみらい市子ども・子育て会議条例</li> <li>・資料2 保育提供体制確保のための実施計画（案）</li> <li>・資料3 保育需要と提供体制における課題（案）</li> <li>・資料4 令和8年度空調設備改修工事について</li> <li>・資料5 つくばみらい市乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）実施事業者募集要領</li> <li>・資料6 「子ども誰でも通園制度」を実施する事業者の認可・確認・給付について</li> <li>・資料7 乳児等通園支援事業所の認可及び利用定員の設定について</li>   <li>・参考資料 ・第3期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画（概要版） ・子ども誰でも通園制度リーフレット</li> </ul>

## 議事概要

1 開会 14時00分

2 委員紹介

3 会長あいさつ

4 議題

(1) 子ども・子育て会議について

事務局から説明した。

質疑無し。

(2) 保育提供体制確保のための実施計画（案）について

事務局から、大きく分けて2つの計画案（私立保育施設のエアコンの改修工事計画及び地域課題に対応して取り組むべき施策案）について説明した。

賛成多数により原案どおり決定した。

### 【質疑・意見】

A委員：エアコンの改修工事計画については、壊れてからの対応では、子どもへの影響が大きくなってしまうので、ぜひ進めてほしい。土日や長期休暇を利用して工事を行うことになると思うが、施設内部に工事用具などが置かれると思うので、子どもに危険が無いよう気を付けていただきたい。

地域課題に取り組む施策については、本市が抱える課題にあった施策であると思うので是非進めてほしい。

B委員：エアコンの故障具合は市で現地確認を行っているのか。

【事務局】施設に赴いての現地確認はしていませんが、施設に対して電話でのヒアリングを行い確認しています。

B委員：3歳以上児の見込み数・計画数はどのように算出しているのか。

【事務局】計画策定時の児童数から今後の変化を見込んだ数値を推計して算出しております。

C委員：エアコン改修の工事時期について、6・7月ではすでに暑さが厳しく、子ども達は暑さをしのげないと思われる。9月中旬から10月又は11月頃にかけて、季節としては秋頃であればエアコンをあまり使わない時期なので、子どもへの影響が少ないのでないか。

会長：C委員から、工事時期についての話であったが、変更できるのか。

【事務局】工事時期については、補助金内示後、施設と工事業者との間で具体的日程を詰めていくので、C委員からいただいたご指摘の内容も踏まえ、施設の方へ助言していきたい

と考えます。

D委員：近年、夏の暑さが厳しさを増している。施設整備に関する計画は、老朽化の状況を踏まえ、整備が必要な時期や対象施設を把握して進めてほしい。

### （3）乳児等通園支援事業者の認可について

事務局から、乳児等通園支援事業及び事業者認可について説明し、認可申請のあった私立の4事業者について、実施予定施設の名称、所在地、実施方式、実施場所、職員配置、受け入れる児童の年齢、利用料金及び利用定員について五十音順に説明を行い、説明順に従い審議した。その後、公立保育所で実施する際の実施方式、利用定員について、事務局から説明を行い審議した。

賛成多数により決定した。

#### 【質問・意見】

E委員：施設収入は利用者が負担する利用料金だけなのか。採算がとれるのか。

【事務局】保護者が負担する利用料金のほかに、給付費が支給されます。給付費の金額については、現在国が精査しているところですが、1時間あたり1,000円から1,500円程度になる予定です。

余裕活用型で実施する施設については、すでに配置されている職員の余裕を活用して実施予定であるため、費用面での負担は大きくないと考えております。

B委員：余裕活用型は利用定員に満たない場合に空き枠を利用して実施するということだが、保育所は常にいっぱいなのではないか。

【事務局】保育施設の空き枠については時期により異なりますが、今年度は空き枠があった状況から、時期により空き枠があることを見込んでの認可申請となっております。

B委員：利用料金が施設により違っていて良いのか。

【事務局】利用者負担額については、国が提示している標準金額が300円となっていますが、施設で設定した金額を利用料金とすることができます。

会長：一般型とはどのような運用となるのか。

【事務局】専用の預かり場所を確保し、専任の保育士を配置して行うものです。

F委員：時間単位の利用について、1時間未満の利用はできるのか。

【事務局】1時間を単位として利用するもので、1時間未満の利用であっても、1時間利用したものとして扱います。

G委員：事業実施を予定している施設があることは大変ありがたいことであるが、一般型で保育士を専任で1名あてるというのは、事業所としては負担が大きいと感じた。余裕活用型であれば可能かと思うが。

【事務局】一般型については専任職員を置くことが認可基準であるため、配置をお願いしています。専任職員を配置して事業実施いただくことは大変ありがたいことと考えております。安全な事業を実施するには、専門知識を持つ職員を配置していただく必要があり、専任職員を配置することで、この事業のサービスが充実したものになると考えます。

E委員：民間の事業所と公立保育所で実施する場合の説明があったが、事故などの保険については、誰が保証するのか。

【事務局】民間の施設については、すでに加入している賠償保険にオプションとして付加するなどにより、保険に加入いただくようお願いしております。また、国でも賠償責任保険への加入を推奨しています。公立保育所に関しては現在検討しております。

B委員：認可後に実施方式等を変更することなどは可能なのか。

【事務局】変更は可能です。希望があれば、該当施設と調整しながら変更手続きを進めます。

## 5その他

案件なし。

閉会 午後15時00分

以上